

平成 28 年度第 1 回赤磐市行財政改革審議会会議録

日時：平成 28 年 8 月 30 日（火）午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 51 分閉会

場所：赤磐市役所 2 階第 1 会議室

1 開会

事務局： 定刻となりました。赤磐市行財政改革審議会会議運営規定第 4 条により、開会の宣言は議長が行うこととしています。それでは、会長に開会の宣言をお願いします。

会 長： おはようございます。残暑厳しい中ご出席いただきましてありがとうございます。先日まではオリンピックを深夜まで見ておりました、疲れてやっと終わったなと思ったら今度は台風がやってきて、本当に見通しのつかない世の中で、想定外のことが色々起こってくるだろうと思います。行財政改革においても今後どういった財政状況になるかというのは非常に見通しが暗いわけで、一つひとつこまめに見ていってそして健全な財政体質をつくるということが非常に大切だろうと思っております。これから公的な施設の使用料等について審議をいただくということになります。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。本日の委員出席人数は、8 名でございます。〇〇委員が欠席でございます。従いまして、赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、この会議が成立したことをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、友實市長からごあいさつを申し上げます。

2 市長挨拶

市 長： 皆さん、おはようございます。本日は平成 28 年度の第 1 回の行財政改革審議会ということで、お忙しいなかこうしてお集まりいただきました。心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ここで私のご挨拶ということですが、少しお時間を頂戴いたしまして、赤磐市のこれまでの行財政改革の経緯を説明させていただきたいと思っております。特に平成 27 年度の決算を行うことができ、その結果も踏まえて皆さんにご報告をできればと思っております。

実は思い起こせば 3 年前でございますけれども、私が赤磐市長に就任して間もないときに、〇〇会長が私のもとにやって来られました。そして行財政改革の重要性、あるいは赤磐市がこれから将来にわたって生き残っていくためには、この行財政改革を本気でやらないとこのままでは赤磐市の財政、大変なことになると警告、そして叱咤激励をいただいた次第でございます。そして直ちに私として

は今すぐできることは何かということから、行財政の健全化アクションプランなるものを策定させていただきました。この行革審議会の審議もいただきながら、目標としては平成28年度末に経常収支比率を90%以下にする。そのためには、支出ベース、収入ベースも合わせてですけれども、最低6億円の行革効果を出さないといけない。こういった目標を立てて、その実現に色々な形での節約、あるいは収入増を目指した行動計画を立て、それを一つずつこなして参りました。その結果平成27年度の決算時点では、平成28年の予算を含めると、6億は達成できそうだと、私はこの年度で更に上積みできればという思いを持ちながら、財政運営をさせていただいているところでございます。

そして経常収支比率もぎりぎりではありますけれども、90%を切るという成果もどうやら果たせそうです。それから、もう一つの分かりやすい指標として、今日お配りしておりますが、赤磐市の基金の台帳、これをそのまま原本をお配りさせていただきました。この中で、少しだけ見ていただきたいのが財政調整基金の残高を見ていただきたいのですけれども、財政健全化アクションプランを行動する前がこの残高としては47億円の財政調整基金でございました。これがこの3年間アクションプランの期間で、現在では平成27年度末時点で73億4千万、さらに27年の決算譲与が4億数千万ございまして、これを合わせると、78億2千万、約31億円の基金積み立てが実現することになります。この成果も財政健全化アクションプランならびにこの思想を引き継いでの財政運営が功を奏したということがいえると思います。赤磐市が発足して10年が経ちますけれども、こういう形での基金積み立てが実現したことは今回が初めてだというふうに思っております。そしてこの78億円、なんとか基金を積み立てることができましたので、今度はこれをいかに赤磐市の発展のために大事に使っていくか、これが大きな課題でございます。この課題のためには、赤磐市としては第2次の総合計画、あるいは地方創生のための総合戦略、これを昨年打ち立てて各項目で実施計画をつくっているところでございます。こういった中に、赤磐市の拠点を整備しようじゃないか、あるいは子育てを更に支援して、子育てするならあかいわ市という形で移住定住者、こういったものが増えていく、こういう街づくりを行っていくということで、これがいよいよ第一歩を踏み始めて来年度再来年度に繋がってこれが実現していくものと思っております。さらに、行財政改革も同時に推し進めて、さらなる足腰の強い財政基盤の基に新しい赤磐市を築いていくための努力をしていくことがとても大事なことと認識しながら、この会におかれましてもこの点を理解いただいてご議論をいただければと思います。

もう一つ長くなりますけれども、皆様にお伝えしたいことがございます。いいお話だと思いますので、ぜひお話させていただければと思います。実は、6月の末でございましてけれども、東洋経済オンラインという情報が流れているのですが、

この中で、住みよいまち、全国ランキングというのが発表されました。これは全国の市・区、約900ございますが、この中で赤磐市が住み良さランキング、例えば財政力とか、新規住宅の着手率とか、そういった同じ指標で判定したものがランキングされています。全国の順位で言いますと、900の中で120位ということでございます。さらに中国・四国の中でランキングを見ますと、これがなんと8位という順位でございます。そして岡山県、岡山県内15市でございますけれども、この15市の中で、第1位という高い評価をいただいております。昨年も同じランキングで第1位ということでございました。この第1位を来年、再来年と続けていくことが私たちの使命と感じているところでございます。これからも行財政改革をしっかりと行いながら、足腰の強い財政基盤をもって発展戦略をしっかりと一歩ずつ積み上げていく、これが赤磐市政の行っていくべき道だと信じて私ども日夜努力していきたいと思っております。そのためにも本日の審議、よろしくお願いを申し上げまして、少し長かったですけれどもご挨拶とご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

会 長： 市長さんから今本当に素晴らしい話を聞かせていただきました。我々もその一端を担っているということで、本当にこれからも更にながらんでいかなければいけないなということを決意させていただきました。行革と街づくりは表裏一体だということで、我々も更に行革で成果を上げさせていただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

3 委員紹介

会 長： それでは第1回目ですので、それぞれの委員の自己紹介をしていただくこととなります。それでは事務局の方から各委員の先生方のご紹介をお願いいたします。

事務局： それでは委員の方からご紹介させていただきます。

(委員・執行部・事務局の紹介)

4 諮問伝達

事務局： それでは、友實市長から会長に諮問を伝達させていただきます。それぞれ中央のマイクのところへご移動をお願いいたします。

市 長： 赤磐市行財政改革審議会会長様 公の施設に関する使用料の設定基準について諮問 平成28年度に公の施設に関する使用料の設定基準を策定したいので、公の施設に関する使用料の設定基準の素案等について赤磐市行財政改革審議会要綱第2条の規定に基づき、審議会に意見を求めます。どうぞよろしくお願いをいたします。

会 長： それでは、諮問をいただきましたので、今後とも諮問についての審議をさせて

いただきたいと思います。審議する前に、赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第6条第2項の規定により、会議録の署名を2名お願いすることにいたします。〇〇委員、〇〇委員、よろしく願いいたします。

5 協議内容

(1) 公の施設に関する使用料の設定基準について

議長： それでは本日の議題に移りたいと思います。公の施設に関する使用料の設定基準についてということでご審議をいただきたいと思います。おそらく使用料の設定基準というのは非常に細かい話だろうというふうにお聞きになるとは思いますけれども、神は細部に宿るといことがございます。大きいところは、目立つのですけれども、小さいところに本来の問題点が宿るような気がいたします。そういった使用料を審議する中で、やはり心が変われば行動も変わります。そういう意味で、非常に細部にわたった議題になるとは思います。使用料というのを取り上げておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは事務局の方から説明いただきます。

事務局： （公の施設に関する使用料の設定基準について資料に基づき説明）

会長： はい。どうもありがとうございました。使用料について、アンバランスが生じているのではないかと、受益者負担から考えると見直しをするという時期が来ているのではないかと、そういう考えの基に取り上げさせていただきました。そして、これをしっかりやってもそんなに無駄なお金がどんどん出てくるというようなどころではないだろうと思いますが、当初申し上げたように神は細部に宿るといことで、やはり小さいところから見直すことによって市民のあるいは職員の心が変わっていく。そうすれば色々な形で良い行動に結びつくのではないかと、そういう期待を持って使用料についてのご審議をいただくということにさせていただきます。

そして今事務局の方からご提案がありましたように、まずやるためには基本的な考え方をしっかりさせないと、やはり既得権益になっておりますのでそういう人たちにとっては非常にマイナスの効果になってしまいますので、利用者の立場ではなくて第三者の立場で、どういう基準でどういう考えで見直すかという基準をはっきりさせておかないと不公平が生じるだろうと思っておりますので、まず基本的な考え方をしっかりご審議いただくということにさせていただきます。

ある市町村でこの件を取り上げて審議をしたときに、ある温泉施設がありまして、そこは例えば年間千人が利用している。市民からすると量的には非常に多数の人が利用されているのですが、リピーターが多いのです。延べ千人だけど、実際に使っているのは5,60人で、それが毎日使うとなると延べ人数が多くなります。実際に使っている人は5,60人。そのために温泉施設を維持管理して

います。本当にそれでいいのかということで、ついにそれを止めてしまいました。利用している人からは非常にお叱りの意見が出ますけれども、市民全体からすると本当に少数の人のために何でこんなお金使うのということになりかねないので、賛成が得られて一切止めてしまったとそういうケースがございます。延べ人数で考えるのではなくて、実人数で考えて本当にそういった施設の維持が必要かどうかということも検討する必要があるのではないかと。そういう意味で、ちゃんとした基準を設けてそれが本当の市民サービスに繋がっているかどうかという観点で、ぜひ続けるか続けないか、やめるかやめないかということを審議していただくということにさせていただきますので、本日はそういった使用料を決定する場合の基本的な考え方、基準、こういったことについてご意見をいただいて、今事務局の方から申しあげましたように、次回からは具体的な数字でそれを審議していただくという順番にしたいと考えておりますので、本日はそういった基本的な考え方について、まずご意見をいただければありがたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。それではご自由にご発言いただければありがたいと思います。

委員：ここに書かれている考え方、真にもっともなことだと思いますし、今回この考え方がこの審議会だけで出てきたのかというと、ずっともう基本的にはこのような考え方で行政としては対応されてこられたのだと思います。にも関わらず、それでも赤字を抱え使用料の問題を抱えているということが現状ではないか、これはどの地方自治体でもそうだと思いますが、この基本的な考え方だけで問題が解決できるのかとなると、この基本的な考え方に基づいて具体的にどういうふうに運用するかっていうのがやはり一番の問題になってくるのだと思います。別に誘導していただく必要も無いわけですが、事務局の方ではそういう見通しをお持ちになっていらっしゃるのかどうか、次回から具体的に検討になるということであれば基本的な考え方の問題点というのがどこにあるとお考えなのでしょうか。

議長：はい。疑問に感ずるといふか、実態を、2、3例を挙げていただいたらわかると思うので、もしそういうのがあったらご説明いただけますか。改定しなければならぬ現状といひましようか。

事務局：施設自体は体育施設とかそこに伴う会議室等を考えているのですが、個々のどの施設かというのは、今は考えていませんが、説明する市民の方や料金設定を説明する基本的な考え方というのが大前提だと思いますので、今回これを提案させていただきます。実際に次回のおきには方針といひますか計算式といひますか、その提案はさせていただきますというふうに考えております。

議長：おそらくこの原則で考えた場合に、いわゆる料金設定が10年前と20年前、それぞれの時点では公平性が保たれているという現状だろうと思ひますが、20年経つてみると問題点が出てくる。その時その時の行政のスタンスで決めてお

られますから、こっちはその時点では適切だけれども今考えれば安いと、そういうことが時代のずれで生じているのではないかというふうに思うのですが、そこからあたりどうですか。実態としてあるのですか。

事務局： 何年か前に体育施設は教育委員会の関係でございまして、料金の改定を行ったと思います。消費税も5%から8%、2年先には10%ということで、経費につきましてもそれだけの徴収減少が見込まれるという中にありまして、こういう基準をやはり作っていかねばならないのですが、そのまま継続して同じ料金でやっていくという実態が見受けられるということでございます。

委員： コスト負担の面の話がありますが、市民が受けている便益をどのように評価していくのかというところの視点はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。例えば水源涵養林に対して森林保全の税を導入しようという考え方があって、実際にやっている自治体もございまして、そういう場合は森林を保全することによって社会全体にどのくらいの便益を及ぼされるかということを経験として、これだけの便益が市民あるいは県民に及ぶのだからこれだけの財政負担をしても良いという計算で考えるわけですが、基本的な考え方ときの使用料の算定の明確化ということときには、便益といいますか、それは当然何か計算されるとか、データの的に押さえるとか、そういうことはおやりになられるのでしょうか。

事務局： 使用料を算定する場合はそれぞれの施設で、こういった金額の設定が適切だろうということで、各々の部署で算定をしていくわけでございますけれども、やはりそこには基準的なものが必要だということでございまして、ちょっとはつきりした回答になっていないかもしれませんが、そういう意味も含めて全庁的な基準をここで設定をしていただき、それに基づいて使用料を上げていくなり下げていくなりして、見直していただきたいということでございます。

議長： 使用料ですから、使用する人がいるわけです。そして使用しない人がいるわけです。そうすると便益という場合には、使用する人がどれだけ利益を得ているかということと、使用しない人がいますから、そことのバランスですね。例えば、使用する人は5の便益を得ているけれども、全体からすると非常に割合として少ない。そうすると効果はどうかという計算はできるだろうと思います。それが〇〇先生の言われる費用対効果だと思うのです。だから使用するという人が明確にいるわけですから、それが本来は100円負担しないといけないところを、50円負担している。その50円負担することが公平なのかどうかという効果を出すことによって、評価ができるのではないかとあって、そんな計算方式というのは考えられませんか。

事務局： 現在考えている使用料の基本的な計算式というのは、まず一人当たりの単価、原価を出そうと思っております。それに人件費とか物件費とかの施設の経費ですね。原価を年間利用者数から割り出して一人当たりの原価を出します。そして、

一人当たりの原価から各施設によって性質が異なりますので、使用料と公費のバランスといいますか割合したもので、一人当たりの使用料を出すというふうに前提としては考えております。

議長： 何か出そうな気がするのですが、〇〇先生なにかアイデアありませんかね。

委員： 計算式のときに例えば100人なら100人使用しに来たときにかかっているコストがいくらだとすると、当然100人で頭割りすれば当然一人当たりの利用料金というか、抱えているコストがいくらかということができますよね。そのコストをそのまま全部チャージ料金にしたら、それはちょっと利用している人に負担がかかりすぎるので、そのいくらかを公的な形で負担をして市民の健康増進を図りましょうとか、市民の満足度を増しましょうというのが、基本的な使用料の決め方だと思うのですが、そのところで大きく赤字が出ている施設のときに、費用分を補填できるのは料金アップしかなくなるというわけですけど、それだと困るというのであれば、何らかの行政としての価値判断というものが必要だと思うのですが、そのあたりの価値判断というのが基本的な考え方の中にどのように示せるのかなと。あるいは示さない。なんとなくこの文章を読むと使える感じもするし、それをもう少し明示的な形で入れてしまうと今度は市民の側から反発があるのかその辺りのことが気になりまして。いずれにしても何か行政側としての考えるスタンス的なものというものが必要なのではないかなと思って、そのあたりをどのようにお考えになっているのかなというのをお聞きしたかったということで、その考えている内容をどこまで明示的にするかというのは、充分考えなければいけないと思いますが、こういう会議の場ですのでそういう考えをお持ちでしたらご説明いただくと理解しやすいのかなということで、質問させていただいております。

市長： ありがとうございます。非常にご意見として有効な意見をいただいたと思っております。〇〇先生がおっしゃいますのは、よく公共事業で言われているストック効果という分野にあたるわけです。これを簡単にいうと、例えばここに公園があるからここに家を建てました。ここに引っ越してきました。こういった効果は、どういふふうにこれを評価していくのか。お金に置き換えるというのは結構難しいと思います。でも例えば公園とか道路そういったもの、いわゆるストック効果というのは、とても大きいものがございます。こういったものを数値化していくということも必要だと思います。そういったものを差し引きしながら、使用料等を算定していく。これも大事なことなので、今国の方ではそのストック効果を数値化するようなことを研究されている面もございます。そういったものを研究しながら我々もこの考えの中に放り込んでいけたらと思います。単純に例えば公園で入場料を払ってここで遊んだそのベネフィットがいくらだった、それを積み上げるだけでは施設全体のコストを割れないと思いますので、そういった市民の喜

びあるいは施設の社会的意義こういったことも勘案しながら判定できたら非常に有効かと思しますので、そういった評価をする努力をさせていただけたらと思います。

議長： その部分というのは〇〇先生がちょっと言外にいわれようとしたことが含まれているのですが、ストック効果にしてもいろんな効果にしてもそれを数値化するのは非常に難しいですね。それは最終的な行政判断あるいは政治判断に任す以外に方法はないので、我々としてはコストと負担というものの明確な数字を、できるだけ数値化して、そしてこれは負担が重過ぎる、軽すぎるというベースとなる数値をはじき出して、そしてこれはちょっと料金が安すぎているあるいは負担が重過ぎてしていると判断をして、最終的にそこからの二次的な効果というのは政治判断、行政判断をしていただくということにしないと、最初からそれを全部含めて議論をしていると訳がわからなくなってしまう感じがします。この施設には年間どれだけかかっている。そして市民からどれだけ負担していただいている。その割合はどうかと。これは割合が多いか少ないかとする、もう少し上げて良いのではないかというところの議論を我々はさせていただいて、そこからのプラスの効果は、政治判断、行政判断、市民判断を増さないこの会議だけで議論するのは、ちょっとにくいところがあると思います。だから我々は客観的な数字で議論できるところまでをさせていただいて、そこからあとは行政又は政治判断にお任せするということにならざるを得ないというふうに思いますが、〇〇さんどうですか。

委員： そうだと思います。少し質問いいですか。公の施設の使用料の設定基準ですか。いわゆる限定しているわけですかね。正式に公の施設ではないですけれども、公の施設に近いような施設も結構ありますよね。そしてこれは使用料だけの問題で廃止とかどうこうというのは今回では外れているのですか。

事務局： 廃止などについては、今回については外れております。あくまで設定基準を作るというものをお願いしたいと考えております。それと、公の施設の関係でお願いしたいのですが、それを幅広く活用するかどうかというのはそれぞれの原課の対応にはなってくると思います。

議長： 準公とかそういうのはないですか。完全に公、管理がすべて市の責任という。

事務局： 今回お願いしているのは公のものとして考えてお願いしたいと思っております。

委員： 正式のもいわゆる学校も同じようなことですかね。いわゆる公共の施設に近いものは入るか入らないかということだったのですが。正式に言うと公の施設とはいえないけれども、実際には公の施設に近いような公共的施設は結構あります。そういうのも今回では出てこないわけですね。

事務局： はい。出てきません。事務局としてみれば、準的なものについては、それを基に参考にしていただけたらいいかなという程度のものなのですが、議論していただきたいのは公の施設でお願いしたいと考えております。

市長： 今のご質問なのですが、確かに準とっていいのか、公の施設であってそうでないものがございます。そういったものに対してこの審議会で議論の外だと決め付けるのは議論の幅が狭くなってしまいますので、この目的の中にはないのですが、議論は必要というものもあろうかと思っておりますので、議題としてとりあげて皆さんのご意見を頂戴してこれが適正になって、これも市民サービスの一環ですのでこれが適正に行われるようになるというのは有効と考えるので、そういった進行でお願いしたいと思います。

議長： はい。今は準公的なものがあるかないか、どれが該当するかというリストアップして、皆さんに説明してください。

委員： 9ページの基本的な考え方に関連して、二点ほどお話をさせていただきたいのですが、(1) 原価算定方式ですね。原価とは施設の管理運営にかかる経費をいう、と積算根拠をきちんと市民にわかりやすく説明できるようにするということですが、(1) の適用にあたって先ほどの行財政改革大綱の中にも民間活力の導入というのが大きく出ていますので、必ずしも直営で運営した場合の経費ばかりを想定するのではなくて、民間で運営した場合では経費はどのくらいになるだろうかということの比較を常に意識していただいて、全190いくつか全ての施設にそれをやってしまうのは大変だろうと思っておりますけれども、主だったものについては民間で運営した場合には経費としてどのくらいかかるかということと比較していただく。それを比較していただくとすると直営でなく指定管理が良いという話になってくるかもしれませんし、さらに進んで民営化が良いということになるかもしれません。そういった市民の方の負担をお願いする以上は、直営ばかりではなくて民間との比較ということも一つ視点においていただきたいなということがあります。

それから二つ目ですけれども、(2) 行政の利益と受益者の負担割合。受益者の特性ということにも一つ気をつけなければいけないと思っております。市民の方が幅広く利用される分には市の負担割合がいくらか増えていくことも考えられるのですが、よく考えると特定の方に限定されているのではないかとか、実は市外の方の利用のほうが多いのではないかとということになってきますと、市民の方に説明する上で辛い、コスト負担をお願いするのが辛いので、そういった場合は行政負担を下げ、受益者負担を上げていこうというふうなこともあると思っておりますので、受益者の特性の分析も重要かと思っております。以上です。

議長： ありがとうございます。非常に良い、気づいていない部分のご指摘もいただきました。特に市外の利用者というのは、ある施設でやったときに7割は町外、

市外の人が利用していました。その施設が魅力的だからよそから来ているのですね。ところが市内の人はあまり魅力を感じていない。市外の人から評価されているというそういう場合もあって、その場合負担をどうするかというのは問題が大きいですね。そういうこともあるので、これは大切なご指摘だと思いますし、コストを削減したうえで負担していただくというのは次の段階として非常に重要ですから、それも検討する必要があると思いますから、よろしく願いいたします。

委員： 大会とかそれぞれ年齢層とか使用する方々にそれによって行政負担分の指針みたいなのが、これまであるのですかね。

議長： よくシルバーだったら安いとかありますよね。ゴルフ場なんかで。学生割引とかも。そういう層によって料金設定が違いということもあると思います。

事務局： 屋内プールなんかは子どもや大人料金という形になっております。プールだと子ども中学生以下と大人高校生以上という形になっております。

委員： 施設を貸す場合に老人割引とかそういうものはないのですね。

執行部： 高齢者割引というのをもっているところもございます。

議長： そういうところ、施設もあるということらしいです。

委員： もし年齢層とか使う人によって行政側に指針があるならば、我々も考えないといけないことで、それがなければ一律にいかないといけないですからね。

議長： ○○さんの指摘のように利用者の特性によって料金設定の弾力性を考える必要があるのではないかということも言われておりますが、それは審議の中で議論させていただきたいと思います。

委員： 今まで皆さんがおっしゃられたように、客観的な判断というのはとても簡単に私たちが判断できると思いますが、その向こうにある利用者の特性や重要度、価値判断をするのはとても難しいことなので、その部分をこれからどのようにしていったらいいのかなと私自身の中での不安です。

議長： 地元に住んでおられる利用者の意見といいますかニーズといいますか、そういったことも反映させる必要があると思います。

委員： 私はテニスのほうでお世話になっている施設、熊山のテニスコートを使わせていただいておりますが、やはり市外からの方が多くて、最初料金を払ったときはこんなに安く使わせてもらえるのかと思ったのですが、10年20年経つとそれが慢性化してきて、これで楽しめるという思いがしています。でも料金をちゃんと払った分だけ楽しめるというのもあって良いと思います。年間でこれだけというので支払いをしているのですが、安い料金だったら特定でその日を設定しているので、行っても行かなくてもいいと、これだけの料金で年間楽しめるなら何回休んでもばらばら行ってもいい。でも健康増進のためにはがんばって行こうとか。私くらいの人たちには楽しめる施設なのですが、それなりの料金をもらっても良

いのではないかという思いはずっとしていたので、これで受益者の負担というのをちゃんと考えていただいてもいいのではないかと思っています。

議長： ありがとうございます。

委員： 他市状況も調べられたらいいかと思います。ホームページでいくつか見たのですが、基本的な考え方というのは、どこの市も似たり寄ったりみたいな感じです。今3つ書かれているように、誰が考えてもこれに集約しちゃうと思います。だから、あとは個々の施設ごとにこれはどこの分類に入るのかとかそういったところで議論が始まるのかなという気がいたします。ですから、私はこの基本的な考え方というのはたぶんもうこれに集約されるのかなという気がいたします。

議長： ということで、皆さんの意見をいただきましたけれども、一応この基本的な考え方はこれで良いということになるのだらうと思います。そのための具体的な数字をどのようにはじき出すかということになると思いますので、次回までに事務局もできるだけコストとそれから料金との関係を客観的な数字でもってお示しをいただければありがたいと思います。

委員： すみません。ちょっと取り留めのない話になるかと思いますが、この公の施設の使用料というのは大体住民に負担を強いるものなので非常にやりにくい、住民の側からすると安いにこしたことはないので、そういう中でこの公の施設の使用料だけでなく、住民の側からするとその他の行革の案、医療費とか色んなことがあるかと思いますが、その全体の中でこの公の施設の使用料が適正になっているのかどうかというように、全体の中での一つが公の施設の使用料の見直しになるかと思うので、その辺もある程度は頭に入れておいたほうがいいかなという気がします。

それから先ほど〇〇委員がおっしゃられたことと同じなのですが、コストについては住民の方からすると単価が高いというのも使用料を上げる前にコストを下げてくれたらいいと、政府のほうでもいつも言われているようなことですがけれども、これは絶対言われることなので、やはり行政の側で考えたコストと民間で考えたコストが必ず違うのでそこら辺は特に留意していただきたい。

それから、先ほど廃止は考えていないとおっしゃられていましたが、公の施設でも民間代替、例えば民間でも競合力というのがありますけれども、行政が必ずしも大きなコストをかけてやらなくても、民間で代替できる施設があるような場合があるので、行政の守備範囲とか民間代替という観点からも必要性自体も考えたほうが良いのではないかと。例えば廃止にしないにしても、料金の設定にある程度影響があるかなという気がします。

それからもう一点ですが、施設間のバランスですね。公の施設だけではないかもしれませんが、コストを基に算定するともちろん利用者と、行政の負担能力の問題もありますし他市との比較もあるかと思いますが、赤磐市の施設同士のバラ

ンスもいくらかあると思います。例えが悪いですが、救急車とかあれだけ大きな施設と設備を用意してやってもタダで、図書館もタダ、公民館は料金がいます、料金施設は利用料がいますと。安い高いもありますが、何故ここは利用料が高くて、有料なのか、なぜここは住民負担の方が高くて行政負担の方が安いのかその辺もあるので、その辺のことも総合的に考えて原案をつくるときにご検討いただけたらと思います。以上です。

議長： ありがとうございます。皆さんのご意見は料金だけの問題ではなくて、やはりその施設の存続ということも含めて、あるいは民間委託も含めて次のことを念頭において、料金の改定というのを考えないと成果は出てこないということですので、まさにそのとおりだと思います。料金を考える中で、次の一手といたしましょうか、次の段階の議論も進めていきたいと思いますので、そういった観点を忘れないで事務局のほうもご検討いただきたいというふうをお願いしておきます。

それでは一応議題（１）を終わらせていただいて、（２）赤磐市中長期財政見通しについて報告をお願いします。

（２）赤磐市中長期財政見通しについて（報告）

事務局： （赤磐市中長期財政見通しについて資料に基づき説明）

議長： ありがとうございます。財政見通しについて、説明をいただきましたけれど、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員： １７ページの（６）経常収支比率のことですが、目標値は８５％以下ということにしていると思いますが、この表をみると逆の方を向いていまして、３２年度には９７，８％となっているような状況ですが、どういうふうにお考えになっておられるのかお尋ねしたいです。単純にみると経常一般財源をどっと増やすか、そうすると先ほどの公の施設の使用料なんかも３倍や５倍に上げて届かないくらいボリュームになると思いますし、支出を切るということになると人件費、扶助費、公債費というのは、たぶん皆さん方の人件費は２割くらいカットにならないとできないという数字になるかと思うのですが、この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

それからこれを８５％にするならばどれくらいの一般財源の減額が必要なのか、その点を教えていただけたらと思います。

議長： 非常にここは一番大きな問題ですから、実態はこうなる、何もしなければこうなるということでしょうから、何かすることによってということがもしあれば。

事務局： 昨年第３次の行財政改革大綱を皆さんにお世話になりまして、先ほども説明をさせていただきましたけれども、目標値は３２年８５％以下という大きな目標を設定しているわけございまして、〇〇委員がおっしゃるとおり、この経常収支比率につきましては、中長期見通しでは８９．７％。平成２７年は中長期財政見

通しでは89.3%ですけれども、まだ議決の承認をもらっていないですが、今試算しているものにつきましては、89.5%ということで、ほぼこのとおりいておりますけれども、平成29年以降、極端に悪くなっております。これにつきましては、先ほど課長がいましたように、合併特例債を85%使用するというのもございまして、その償還等も含めてこの額になるということで見込んでおります。結局それをどう85%以下にしていくのか、というご質問だと思いますが、これについては今後やはり税収を増やすといたしますのが、結局は優良企業の誘致ということになってこようかと思っております。それから市の基幹産業であります農業こういったものの振興を図る。これがすぐに経常収支比率に結びつくかは分かりませんが、生産人口、要するに人口を増加させていくということで、そのタイミングが5年後85%になるかどうかというのは非常に疑問なところでございますけれども、今先ほど市長がおっしゃられましたように財政調整基金は78億、過去最高でございます。この財政調整基金をもとにして今の施策を今後積極的に進めていくことによって、85%以下というのはなかなか私がここで言うのは難しいところではございますけれども、その目標に近づけていくというふうに考えております。

委員： ちょっと今かなり心外なお答えがきたのですが、この行革審議会として今のご答弁でしたら企業誘致ができるかどうか全然保証のない話、しかも産業団地ができるのはかなり先の話。それと今までの行革のアクションプラン6億円を全て盛り込まれていますよね。それから生産年齢人口は1%減という見込がたっておられましたよね。1%減これも時間があれば質問しようかなと思ったのですが、総合計画の中で人口はある程度これくらいの減少で止めようというのがあったかと思いますが、そのときも生産年齢人口がどういうふうになるか数値が出てなかったと思いますが、一応市のほうとして生産年齢人口が1%減になりますよという前提をここに書かれているわけで、その中で生産年齢人口を増やしてとか、企業誘致をどんどんやって税収を増やすとか、今の話では行革審議会ももちろんですが、住民の理解も納得を得ることはできないと思います。財政調整基金があるというのは、破綻しないという安心感からいうと20億円くらいまだ32年には残るということですからやっつけていける安心感があるけれども、この目標とした経常収支比率32年85%以下と言っておいて、それで97.5%になりますよという予測を平然と言ったら言い方が失礼ですけども出して、行革審議会の中でも、これが正しい予測だったらもっともっと前の6億円のアクションプランどころではなくて、使用料は3倍です、それから事業の予算は一律2割カットしますと、極端に言えばこういうことをしなければならぬという前提がここへ現れているわけです。だからこの辺の数値を見て行革審議会として、今日は公の施設の使用料ですけども、この使用料を決めるにあたって、私が先ほど全体をみて

やらなければいけないといったのはそういうところなので、公の施設でも例えば今は1：9で受益者負担は1割ですが、これは5割にしてもらわないと困るといふことも出かねないわけです。その辺でちょっとお尋ねしたわけです。ちょっと今の部長さんのご答弁ではなかなか納得しかねるなと思います。

委員： 財政調整基金の話が出ましたけど、別紙1でいくと財政調整基金そのものが減少するというのですが、先ほどからお話を聞いていると財政調整基金というのは市の財政的に非常時が出たときにリスク回避の意味合いも大きいという話でしたが、そうすると例えば平成35年や36年になったときの赤磐市の行政規模はどれだけなのか。要するにリスク回避をするという意味で財政調整基金をもつのであれば、それは市の支出金額の何%までもっておけば良いのかということを確認しておけば、逆にいえばそれ以上に溜まっている財政調整基金は先ほど〇〇委員のご意見がございましたけれど、赤磐市の将来の発展のための投資に使うとかそういうことを当然考えて良いのではないかと思います。ただただリスク管理のために貯めて増えたからということ喜んでいてもいけないのではないかなど。私は発展戦略のためにどのお金をどう使えるのかというところのビジョンが全くご説明なかったので、そこはどう考えているのかということも合わせて先ほどの〇〇委員のご質問に答えるついでに答えていただければと思います。

委員： 私も17ページの経常収支比率と85%、いったい赤磐市はどちらを向いているのか、本当に85%を目指しているのか。10%以上率が違いますよね。これを本気で縮める気があるのかないのか、その辺がはっきり知りたいですね。どう考えても無理ですよ、普通に考えたら。更なるアクションプランをされるのですかね。これをまた教えていただきたいと思います。

議長： 行財政改革というのはまちづくりと表裏一体ですので、それがうまくマッチしていないと経常収支比率だけ基金だけが一人歩きしても意味の無いことです。まちづくりと連動した数字なのかどうか、もう少しちゃんとした見通しが無いと数字だけでは理解できないということです。いかがですか。

事務局： 今回中長期財政見通しの関係については、平成26年度決算がベースとなっておりますので、そのときの状況をそのままもっていったらどうなるかといった形で出来上がっております。ですから規模自体は26年度の規模でいかせてもらっております。

事務局： そして26年度決算をもとにさせてもらって各課に使用料とか工事費とかいう一覧表をつくってもらいまして、それを集計しまして起債を充てたり特定財源があたるものは見込をさせていただいてこの表をつくっております、実際とは5年後先といったら必ずしもこの数字になるかという難しいかもしれませんが、5年先を見据えてこちらはつくったつもりではおります。

- 委員： 赤磐市としては昨年、地方創生戦略、まち・ひと・しごと創生戦略をつくっているわけですね。それは将来ビジョンとしてどういう産業を誘致し、あるいは子育ても含めて流入人口をどのくらいにするか。それから産業もどこまで伸ばしていくかという、そういう数値目標も掲げて政府にも答申、報告をしているわけですね。ですから平成37年について経常収支比率うんぬんをするのであれば当然そういう数値を計算したうえで出してくるべきもので、26年度を前提にしてやりましたというのであれば、大きな問題ではないかと私は思います。
- 議長： 作り方が唐突過ぎていて、いわゆるこのままいくと平成26年度の状態を延長するところになります、それから創生戦略を入れるところになります、それから我々の行革の方の経常収支比率の目標はこうですという3つくらいの線を描いて表示されれば理解がもっとできただろうと思います。このままいくと大変なことになりますので、行革として85%を目指すのであればこういう政策をいれるところになりますという、図の作成の工夫がなかったと思います。
- 委員： 行政組織としての縦割りだけで検討されている感じがしますね。将来ビジョンをつくった部署もあるわけですから、そこと横の連携をとりながら将来を見込むというような、そういう行政の対応を今後求められてくると思います。
- 議長： だから〇〇先生がつくられている戦略をいれると経常収支はここになりますと、それだけでは85%にするには足りませんと、それぞれに示唆が与えられるような表の作成をしないと、縦割りでそれぞれ出されてはバランスがとれないというか、整合性がないということになると思います。今後の考え方としてももう少し工夫されたらどうでしょうか。
- 事務局： 各委員の皆さんから17ページの経常収支比率の率につきましては、ご指摘をいただいたとおりでと思います。一年ないし一年半ごとに、前年度前々年度の実績が出ますとそれをもとに見直しを行っております。PDCということで見直しを行っておりますけれども、担当から言いましたように26年度の実績をもとに試算したのがこの数字でございましたけれども、財政サイドだけでそういった判断をしたところもあったと思います。〇〇委員さんがおっしゃりますように、企画でありますとかそういった計画と照らし合わせて精査をしていかないといけないなと思っております。私どもも先ほど簡単に言いましたように今後こういった形で85%に近づけていくということを申し上げましたけれど、17ページの経常収支比率の率につきましては、もう一度精査をいたしまして、次回訂正を行わせていただきたいと思いますと思っております。
- 委員： 今部長さんをご答弁いただいたのですが、個人的には経常収支比率が85%以下にならないといけないとは思っていないのですが、例えば大阪府は100%を超えていても結構充分なことをやってきたわけで、必ずしも経常収支比率が財政運営の金科玉条のように思っていないのですが、一応行革審議会として市とし

て、85%にすると目標を掲げたわけですから、それに対してどう責任というか、その辺の考えとか、85%はちょっと難しい、しかし基金もたくさんあるし総合計画の施策も定めた施策も充分やっていきますと、むしろ一般住民からしたらちゃんと総合戦略に定めた施策をやっていきます。財政も破綻はしません。ただ一時的にこういう理由で経常収支比率が上がるのが、納得できるものであれば構わないと思います。なかなか説明して納得してもらうことは難しいかもしれませんが。その辺の感覚が〇〇先生もおっしゃられたように無いというのがいかななものかなど。これだけ見たらよく国の財務省が5年後10年後大変ですよと危機感を煽って使用料を上げる、補助金を減らす、行政サービスを減らすのに利用しているところがあって、実際にはなかなかそうはならないのですが、煽っているように見えるので、経常収支比率だけに限らないわけですから、私はそう重視していませんが、出した以上はそれに対して何らかの整合性っていう責任あるものを出していかなければいけないのではないかという気がただけです。以上です。

市長： 経常収支比率の目標等で色んなご意見をいただいております。少し私の思いを述べさせていただきたいと思います。担当のほうが非常に苦しい答弁をしている状況ではございますが、この経常収支比率の目標を定めたのは私が判断した数値でございます。これは決して楽な数値ではない、もしかしたら不可能なことを目標としてあげているのかもしれませんが。私の思いとしては私が就任して直後の赤磐市の財政状況を振り返ってみると、すでにこの28年度では経常収支比率が100%を超える見通しだったわけでございます。それをそんなことではいけないということで、アクションプランをつくって目標を定めて実施したわけでございます。そうするとそのときの見通しでは、ちょっと数字は忘れておりますけれども28年度では経常収支比率は92%を超えるようになっていたと思います。アクションプランをやらなかったら、それが現実のものとして我々の目の前に出てきたと思います。それを皆さんの協力の下に実施することによって、全体からいえばわずかだといわれるかもしれませんが、目標である90%以下、これが達成できているとあっていいと思います。そういうふうにした3年間のアクションプラン、これは充分なものではございません。これを実施することでこれだけの成果が挙がるということが逆にいえると思います。この第三次の行革でこの更なる行革を推進することによって85%に近づけていくぞ、85%以下にするぞという意気込みを示して、またこれを実現するための行財政改革を実施していく覚悟が必要だということで目標を定めさせていただいたものでございまして、また財政調整基金を3年前の見通しでは例えば収支不足で1億足りないから1億崩す、2億足りないから2億崩すと、これをずっと続けていって平成33年にはなくなりますという見通しでした。そういった財政運営をすると将来はありません。ですから私の目標としては財政調整基金がいくらあったらいいのか、これは

多い方が良くにこしたことはありません。財政調整基金というのは収支不足を補うものではなくて、発展戦略を推進するために蓄えていたものを吐き出していくものであって、日常的に収支不足だから崩すという使い方を決してしたくない。そのために、この調整基金を積めるときにはしっかり積んでまた収支不足を起こさないように財政運営をする。こういう使い方を私は目指しておりまして、調整基金があるからいいということではなく、このまちづくりのプロジェクトをやるために基金を使うと。収支不足は、行革しっかりやって収支不足をもって基金を崩すものではない、これを実践するための行革。これは緩めずにやらねばならないという姿勢を示しております。そして平成28年でも、お配りした平成25年度11月作成と、今年度の平成28年3月に作成した数値も既に73億円ぐらいの見通しがもう少し増える状況が今できております。そういったことを後年度に向けて職員一丸となって努力することで、基金では右肩下がり、経常収支比率でいうと右肩上がり、これを是正して逆方向に向くようにというのを、不可能なことを言っているようなものですが、これを実現するのが私たち市の執行部の役割とっております。これが私の思いです。委員の皆さまもこの思いを共有していただいて、実現に向けてのご意見ご審議をお願いしたいと思っております。

議長： ありがとうございます。85%が良いか悪いかはさて置いて、決めた以上はそれを実現するのが一つの使命であり、全てのところに行革から意見が言えるという数値なのです。そうやっていくと85%以上になりますと、もうちょっと考えてくださいという、行革の立場で色んな政策に、色んな部署に物申すときの基準になるわけです。そんなことをやっていたら85%以上になってしまいます。だから考え直してください。この85%がなかったらそれがいけないのです。そういう意味では非常に大きな指針だと思います。85%が良いか悪いかは別の議論なので、85%を決めた以上は行革の立場から、それぞれの政策に対してそれぞれの部署に対してそれはちょっとやめてください、改めてくださいといえる行革のスタンスになるので、こういった目標値というのは大切です。各部署がそれに向かって同じ考えを持って政策をつくっていただく。あるいは痛みを感じていただくことが必要になりますので、ぜひ行革の視点からすると85%の数字は譲れない。それをどうやって実現するか。それぞれに協力していただくかということの一つの目安になりますので、ぜひそういう立場でもってお考えいただくありがたいので、したがってそれぞれの部署でつくられた政策がこうなるとこうなりますというものをつくっていただくと、我々はそれに対してものが言えるということになりますので、まちづくりと連動していますのでこういうまちづくりをやることと、85%の実現が一致しないといけません。そういう視点が必要だということで、いわゆる縦割りではなくて総合的にまちづくり全体としての整

合性のある政策をつくっていただくときの指針にしてもらいたいというふうに思います。

ちょっとあまりにも経常収支比率と行革の目標がかけ離れているので、皆さんびっくりされたのだと思いますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

(3) その他

議長： それでは一応2項目終わりました。その他のところで次回の日程案について。

事務局： ありがとうございます。審議会の日程につきましては次回を10月20日(木)13時30分からこの会議室で予定しております。なお、3回目、4回目もそれぞれ12月、1月に予定しております。こちらのほうも決まり次第皆さまに連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。こちらページ数は最後22ページのほうに書いております。

議長： 10月20日お集まりいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

他に全体を通じて何かご意見ございませんでしょうか。無いようですので、今日の審議内容は全て終わりましたので、今日は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。